

意見書案第27号



軽自動車税の課税強化に反対し現行税率の維持を求める意見書

上記、議案書を別紙のとおり提出します

平成25年12月18日


栗東市議会

議長 藤田 啓仁 様

提出者 栗東市議会議員

大西 時子 

賛成者 栗東市議会議員

太田 浩美 

## 軽自動車税の課税強化に反対し現行税率の維持を求める意見書（案）

政府は2015年4月1日以降に購入する軽自動車（660cc、自家用乗用）の税率を現行7,200円から10,800円の1.5倍に引き上げることと、貨物用や営業用の税率を1.25倍にすることを税制大綱に盛り込みました。

軽自動車は、「小回りが利くこと」「普通自動車と比べて税金が安いこと」もあって、複数台数所有する世帯もあり、女性や高齢者の利用も多く、経済産業相も「地方では生活の足であり、ユーザーの負担増にならないようにしたい」と述べているように、地域の重要な足としての役割を担っています。

政府の統計でも、軽自動車の保有台数は、27,607,891台（平成24年3月末）で、車検制度導入後の昭和52年以降36年間連続して普及がすすんでいます。滋賀県における100世帯あたりの保有台数は77.2台となっています。

政府・総務省は、消費税が10%の段階で自動車取得税の廃止を決めていますが、8%の段階で自家用車の税率を5%から2%に、軽自動車などは3%から1%に引き下げる代わりに、自動車税の値上げを実施する方向です。

これが実施されれば、庶民は大幅な負担増になります。荷物の運搬等に利用している中小零細業者の経営にも大きな影響を与えることになります。さらには、東日本大震災の復興にも大きく影響します。

今回は新車対象と言うことですが、自動車取得税廃止の財源とされているため、今後税額が引きあげられる可能性や、普通車との差を縮小することも検討されていたことから、今後中古車に対しても広げられる可能性もあります。

よって、軽自動車税の課税強化に反対し、現行税率の維持を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年 12月 日

栗東市議会議員 藤田 啓仁

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣